

○井神議長 通告5番目、10番、田畑昭二議員、総括方式で質問をお願いします。

田畑昭二議員。

○田畑議員 10番、田畑昭二です。一般質問を行います。議長の許可を得ましたので、さきの通告に従いまして、総括方式で2問質問させていただきます。

まず1点目は、高齢者投票行為への対応についてであります。

投票所で高齢者の方が緊張の余り、誰に投票するつもりだったのか忘れてしまうケースがよくあると伺います。記入場所に立候補者の名前が書かれているのにと思いますが、これも緊張のため、多くの名前が書かれている一覧表を見て、余計にあせる方が多いとも伺いました。そして、結局、誰か思い出すことができず、白票を投じることもあるということです。

そこで、このようなトラブルを防ぐ意味からも、個人が、あらかじめ投票しようとして決めてきた候補者の正確な名前を記載したメモや法定ビラを投票所に持ち込み投票することは、公職選挙法に特段の制限はないとの国の見解があります。平成22年11月26日、公職選挙法改正特別委員会におきまして、貴重な1票を無駄にしないため、メモ等の持参についての質問があった際、当時の総務大臣は、公職選挙法上は特段の制限はありません。みずからのメモとして持ち込まれる場合には制約はございません。法定ビラも同じでありますと答えております。

しかし、その実施の可否につきましては、各選挙管理委員会の裁量と伺っておりますが、本市におきます選挙管理委員会におけるご所見をお伺いいたします。

次に、交通安全対策についてであります。

まず1点目は、県道泉佐野岩出線と農免道路の交差点について、和歌山市方面から紀の川市方面へ東進する際、セレモール那賀前の歩道が車両にせり出している形になり、車両と歩道の縁石が接触しそうになるとの苦情が多く、歩道を北側に20から30センチほど後退させられないか、お尋ねいたします。

2点目は、個人の駐車場の中央に当たるところにカーブミラーが設置されている場合、交通安全上、必要ではありますが、反面、個人所有の駐車場の使用に支障がある場合、道路管理者としての対応はどのようになされるのか、お答え願います。

以上です。

○井神議長 ただいまの質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 高齢者の投票行為への対応についてのご質問にお答えします。

投票所にメモ等を持ち込むことにつきましては、公職選挙法上、特段の規制はありません。したがって、メモや法定ビラなどを持ち込むことは可能であると考えますが、ビラなどの大きなもので、投票所にいるほかの人に見えるような場合は、持ち込んだ人の投票行為、どの候補者や政党に投票したか、これを公表しているとみなされ、また、候補者名などを掲げて選挙運動しているとみなされるおそれもあり、その場合は公職選挙法に抵触することもありますので、ご注意くださいと思います。

また、選挙管理委員会では、投票所でBGMを流し、投票所の雰囲気をはげしく取り組むを行っております。このほか、高齢者や体の不自由な方の投票しやすい環境づくりとして、入り口に段差のある投票所にはスロープを設置、スロープの設置が困難なところは係員の呼び出しベルを設置、車椅子や車椅子用記載台、拡大鏡、つえを置くためのホルダーなどの配備も行っております。

なお、みずから投票用紙に記載することが困難な場合は、投票所係員が代理で記載する代理投票の制度もありますので、投票所で係員に申し出ていただきたいと思います。

今後も投票しやすい環境づくりに努めてまいります。

○井神議長 事業部長。

○北村事業部長 歩道を北側へ後退させられないかについてであります。議員ご指摘の交差点は、県道泉佐野岩出線のバイパス工事において、平成13年度に供用開始されました。交差点を構築する場合、道路構造令に基づき、交差点への進入角度は直角またはそれに近い角度で交差するように計画しなければならないとなっております。あわせて、道路法第95条の2に基づき、県道管理者の和歌山県と公安委員会及び岩出市で調整した結果、現状の交差点形態となっております。

このようなことから、道路形態が交差点付近でS字となっており、北側の歩道が南側にせり出している形になっています。現場を確認したところ、歩道と車道を分離する縁石にタイヤが接触している痕跡があり、供用後13年経過していることから、歩道を後退できるかについて、和歌山県及び公安委員会に検討していただけるよう要望してまいります。検討の結果、可能であれば、早急に対応してまいります。

なお、その間の対策として、縁石の上にラバーポールを設置し、注意を促してまいります。

次に、カーブミラーの件についてですが、カーブミラーの機能が十分に得られる範囲内であれば、道路施工承認申請の許可のもと、設置場所の変更を認めています。

ただし、既設のカーブミラーが道路敷地内に設置している場合、移設に伴う費用については個人の負担となります。

また、適当な移設場所がない場合につきましては、移設希望者と主にカーブミラーを利用している地元区自治会と市で協議を行い、対応策を検討してまいります。

○井神議長 再質問を許します。

田畑昭二議員。

○田畑議員 1点目の高齢者対策投票行為についてであります。メモ、法定ビラ等、持ち込み可能であると。そこでちょっと確認1つしたいんですが、代理投票も可能であると。障がい者の方なんかで書けない場合、この方は、あらかじめ家族の方がメモを用意しておいて、そして、代理で書いていただく、係の方にそれを渡して、この方を投票したいという意思表示をした場合に、可能なかどうか。法定ビラであれば問題ないと思うんですが、あらかじめ書いてきたメモを手渡す場合、それもオーケーなのかどうか、それがまず聞きたいのが1点です。

次に、2点目のカーブミラーの件であります。移設できれば移設したらいいんですけれども、なかなか移設する場所がないとか、そういった場合はいろいろ検討していくということになるんですが、具体的にどのような対応になっていくのか、教えていただきたいと思います。

以上2点、よろしくお願いします。

○井神議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 田畑議員の再質問で、代理投票の場合、家族の方がメモを書いて、それを持ち込んでも可能かということによろしいでしょうか。

家族の方が書いていただくというか、本人の意思、本人がこの候補者に入れる、また、その党に入れるという、本人の意思があれば、それは可能です。

以上です。

○井神議長 事業部長。

○北村事業部長 一例ではございますが、既設が1本の支柱で立っているカーブミラー等であれば、移設の希望者の土地に支障がなければ、2本に分割するなど、考えることができます。

○井神議長 以上で、田畑昭二議員の一般質問を終わります。